**⑩「学級連絡網※を作ってはいけないの？」**

**～基本的人権、新しい人権　～**

**※「学級連絡網」は、かつてほとんどの学校にありましたが、今ではメーリングリストやLINEグル**

**ープなどに変わっています。法教育的には、どちらも同様の取扱いとなりますので、この名称で**

**掲載しています。**

|  |
| --- |
| ●主に対応する学習指導要領 公民的分野 |
| 内容C　私たちの政治(1)人間の尊重と日本国憲法の基本的原則ア(ｱ)人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深め、法　　 の意義を理解すること。 |
|  |
| ●主に対応する帝国書院公民教科書 単元名・対応ページ |
| 部 | 章 | 節 | ページ |
| 第２部政治 | 第1章日本国憲法 | 第2節基本的人権の尊重 | p.41-42・p.55 |

**第Ⅰ部　指導案**

**１　授業のねらい**

（１）情報化、グローバル化など社会の変化とともに、新しい人権が広がってきていることに気づかせ、関心をもたせることをねらいとする授業です。

（２）その一つであるプライバシーの権利や関連する個人情報保護法について、現状と課題を身近な例をとりあげ考えさせていきます。

（３）個人情報保護法が生まれてきた背景と、実生活での課題や過剰規制の功罪、情報リテラシー目的外使用の禁止などの使用上の留意点やマナーなども考えさせたいと思います。

（４）情報化社会の真っただ中に生きている生徒たちにとって、ここで扱う学級連絡網に限らず携帯メールでのトラブルも自分の問題として捉えてもらうことができるので、広げていく要素が多くある内容です。

**２　生徒に身につけさせたい法教育的な見方・考え方**

めまぐるしい社会の変化の中で、憲法が直接規定しないことがらにも人権を認める動きが進んでいます。生徒たちも日常の生活でそれらの人権と体験的に接しています。それらが生まれてきた背景やその意味、現状や問題点、将来にわたり持続可能な社会にしていくために考えていきたい人権などを、日常生活をふり返って法的な視点で整理させてみようというのがこの時間の趣旨です。

　　この授業を通して生徒に身につけて欲しい力は、次のようなものです。

1. 新しく生まれてきている人権の存在に気づく。
2. 新しい人権が生まれてきた背景が理解できる。
3. プライバシーの権利の現状と課題について把握できる。
4. 情報リテラシーや、日常生活におけるルールやマナーについて考察し、生活に活かし

ていける。

⑤　持続可能な社会には新しい人権の広がりが必要であるということが考えられる。

**３　指導計画**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 学　習　活　動 | 指導上の留意点 |
| 導入 | ・前時までに学習した人権の確認をする。・今までに学級連絡網を使った経験のあるなし、利便性、リスクなど自分たちの体験を自由に出し合う。 | ・憲法で保障された自由権、平等権、社会権の内容確認を中心に確認する。 |
| 展開 | * ワークシートの事例を読み、学級連絡網作成について賛成派と反対派に分かれて、その理由を出し合い議論する。
* 反対派の意見をもとに、プライバシーの権利や個人情報保護法の存在と生まれてきた背景を理解する。
* 学級連絡網を作成・使用する時の留意点や、マナーについてみんなで考えてみる。
* その後、話し合いで出た意見を個人情報保護法に照らし合わせ、補足説明を聞いて理解を深める。
 | ・プラス面（利便性）とマイナス面（いたずら電話や名簿の他への流失）が出てくるように配慮する。・個人情報の利用を禁止しているわけではなく、その有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としていることをおさえる。・本人や保護者の同意、目的外使用の禁止などが考えられるとよい。 |
| まとめ | ・　今日の授業を振り返り、わかったことや考えたことを「ワークシート」にまとめる。* 「ワークシート」にある「チェック＆トライ」を説明し、宿題とする。次の時間の最初に発表をしてもらうことを告げる。
 | ・自分との関係を意識して記入させる。 |

**４　評　価**

|  |
| --- |
| **観点別評価** |
| **○知識・技能**・新しい人権の存在と意義を知り、身につけることができたか。 |
| **○思考・判断・表現**・新しい人権が生まれてきた背景等を考えることができたか。 |
| **○主体的に学習に取り組む態度**・事例の学習を通して、身の回りにある新しい人権について、その意義を理解しようとしている。 |

|  |
| --- |
| **主体的に学習に取り組む態度をみとる具体的な生徒の姿の例** |
| **○B規準の例**・事例を通して、身の回りにある個人情報に関わる「嫌な思い」が人権侵害である可能性に気づいている。 |
| **○A規準の例**・自分の身のまわりにある、SNSやインターネットの検索サイトなどに関わる個人情報や、知的財産権などの人権について、具体的な事例を通して憲法に照らして考えようとしている。 |



第**Ⅱ部　ワークシート**

**学級**連絡網**を作ってはいけないの？**

**～基本的人権　新しい人権～**

　　組　　番 名前:

１　学級連絡網についての経験を話し合ってみよう。

①　今までの生活の中で学級連絡網を使ったことが（　　 ある　 ない　 ）

②　①で「ある」と答えた人に

・どんな時に使いましたか？

・便利さはどうでしたか？

③　今までに見知らぬ人から電話がかかってきた経験が（　　　ある　 ない　 ）

④　電話連絡網で嫌な経験をしたことがありますか？

２　事例を読み、学級連絡網作成賛成派と反対派に分かれて議論してみよう。

　　＜賛成派の意見＞　　　　　　　　　　　　＜反対派の意見＞

３　反対派の意見に関係ある権利と法律を、教科書から探し出してみよう。

４　なぜ３の人権や法律が必要になったのか、あなたの意見を書いてみよう。

５　学級連絡網を作成・使用するならどんなことに気をつける必要があるだろう。

みんなで話し合ってみよう。

６　今日の授業でわかったことや考えたことを書いてみよう。

**～チェック＆トライ（宿題）～**

１　教科書を参考にその他の新しい人権を書き出し、その人権が生まれてきた背景についてまとめましょう。

２　持続可能な社会の視点から「こんな人権があったらいいな」と思う人権を二つあげて、その理由を書いてみよう。

**事例**

|  |
| --- |
| 　入学式も終わって数日たったある日、Ｃさんの担任のＤ先生は、生徒たちの下校後、明日の予定について生徒たちに間違って伝えたことに気がつきました。考えた末、連絡をするために入学式の時に提出させた書類に電話番号がのっていたことに気づき、それを使って何とか全員に連絡をすることができました。Ｄ先生はこの経験にもとづいて、今後中学校生活で必要な時に効率よく電話連絡ができるよう、学級連絡網を作ることをクラスで約束しました。ところが何人かの生徒や保護者から、学級連絡網を作成、配布しないでほしいとの意見が寄せられました。Ｃさんたちはこれについて話し合うことにしました。 |

**第Ⅲ部　弁護士からのアドバイス**

**１　人権とは**

人権とは、人が人である以上生まれながらにして当然にもっている権利と言えます。人間が人間らしく生きていくために不可欠な権利ですので、だれもが侵すことのできない権利として保障されるべきものです。

日本国憲法には、自由権（思想良心の自由、表現の自由、職業選択の自由など）、平等権、参政権、社会権（生存権）等が記載されています。

**２　新しい人権**

社会状況の変化に伴い、人間が人間らしく生きていくために憲法や法律で保護する必要があると考えられる利益が新たに発生してきました。例えば、カメラがない頃には無断で自分を撮影されて平穏な生活が脅かされるおそれはありませんでしたが、カメラがどこにでもあふれる社会に発展してくると、無断で撮影されることから個人は守られるべきではないかと考えられるようになりました。

「カメラで写されない権利」は、憲法に記載されていませんが、時代や社会の要請によって、必要であるのだから憲法上の人権として保障していこうとする考えが「新しい人権」の考え方です。

憲法上は、第13条の幸福追求権を根拠に認められるという解釈がとられています。

ただし、人権として認められる権利は、場合によっては、他人の権利を制限することがあります（カメラで撮られない権利を強調すると、カメラで撮影するという権利が侵害される）。そのため、あらゆるものを「新しい人権」として保障できる訳ではなく、そうやって守ろうとする利益（権利）は、人が人らしく生きていくために不可欠であるか、その権利が長期間国民の認めるところとなってきているか、多くの国民によって行使できる権利か、他の人権を侵害しないかなど、種々の要素を考慮して慎重に決められるべきといえます。

本件では、自分の名前や電話番号などを学級連絡網に記載すると、他の人に見られることになるため、プライバシーの権利が問題となると考えられます。

プライバシーの権利は、「ひとりでほうっておいてもらう権利」としてアメリカで発展してきた権利です。背景としては、社会の複雑化やマスメディアなどの発達によって、私生活が容易に暴露され平穏な生活が送れなくなるおそれがでてきたため、他の人から干渉されず、私生活上の事柄について公開されない必要性が認識されるようになったことがあげられます。

こういった背景の下、プライバシーの権利が新しい人権として主張されることとなりました。

しかし、その後、コンピュータ技術の発達などによって、国家（公権力）や大組織が個人に関する情報を多量に収集・保管することができるようになったため、それが個人の秘密にとって脅威になるという認識が高まってきました。

そこで、プライバシーの権利は、「私生活をみだりに公開されない権利」（『宴のあと』事件）といった捉え方から、「自己情報をコントロールする権利」へと変わってきました。

**３　個人情報保護法**

新しい人権としてプライバシーの権利が主張されるようになってきましたが、情報通信技術がますます発展し、電子化された情報を情報通信ネットワークを介して大量かつ迅速に処理することが可能となったため、個人情報の取り扱い態様次第で個人の権利が侵害されるおそれがあるようになってきました。

プライバシーの権利は、個人の権利として、主に権利が侵害された場合の事後的な救済措置（裁判による損害賠償請求）としての機能を有するものですが、個人情報を適切に取り扱うようにルールを定めることにより、個人の権利侵害が発生しないように未然に防止することが期待できます。

この様な背景で、個人情報保護法が誕生することとなりました。

**４　個人情報保護法における連絡網の位置づけ**

個人情報保護法にいう「個人情報」とは、特定の個人を識別できる情報（第2条1項）であり、例えば、氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、印鑑の印、性別、学校の成績、人物評価、科目履修表などがこれあたります。

連絡網については、生徒の氏名、電話番号（また場合によっては住所や保護者の氏名など）が記載されますので、これらは、生徒本人（及び保護者）の個人情報であることになります。

そして、これを容易に検索できる形で連絡網にしていますので、「個人情報データベース等」（個人データ）（第１６条１項、３項）にあたり、これを、ほかの生徒、他の家庭で見ることができることになると、個人情報の「第三者提供」（第２７条1項）にあたると考えられます。

個人情報保護法上の第三者提供にあたることとなると、本人の同意がなければ行うことはできず（第２７条1項）、連絡網を作るにあたり、生徒本人及び保護者の同意をあらかじめ得ておく必要があります。

また、同意を得て連絡網を作成するとしても、作成を必要な部数に限ることや、クラス替えの時は、回収や、破棄することの指導を徹底するなどの、個人情報に関する適切な取り扱い（第3条）が求められることになります。

当然ではありますが、全く関係ない人（名簿業者など）に連絡網を譲渡したり、いたずら目的で連絡先を使ったりすることなどについては、法律的に問題となる場合もありますが、それらが法律上問題とならない場合でも、電話のかけ方やその時間帯などとともに、一般的なマナーの問題にはなります。

　　なお、個人情報取扱事業者が個人情報保護法に違反することになった場合は、行政庁からの改善・中止命令や罰金、懲役などが規定されています。私人からの損害賠償請求については、個人情報保護法に違反した行為によって、個人のプライバシーが侵害されたかどうかを判断することになります。

　　また、学校と個人情報保護法の関係は、厳密に言えば私立学校及び国立の学校の場合は個人情報保護法が適用され、公立の学校については地方公共団体の条例が適用されることになりますが、内容において大きな差異がないことから本件でそこまで細かく説明する必要はないかと思われます。説明するとしたら、憲法、法律、条例等の位置づけや後述の私人間効力との関係で触れることになるかと思われます。

**５　法教育的視点**

憲法に保障されている基本的人権は、人が人として生きていくために必要不可欠なものですが、憲法も人が定めているものである以上、すべての人権が網羅されているわけではありません。社会の変化によって、保障されるべき人権は広がる傾向にあります。

人権は、国家権力はもちろん、他の誰かから侵害されることはありませんし、「みんなが決めたから」という多数決によっても侵害されてはならないものですが、絶対無制限なものではなく、同等に最高の価値をもつ「他の人の人権」との公平な調整は必要です（個々の人権の調整は「公共の福祉」でのお話になりますが）。

従って、社会の変化に伴って、保障されるべき人権が拡大していくと、新しい人権とすべきものが他の人の人権と衝突しないか、他者との関わり、他者との調整を考えていくことになろうかと思います。また、あらゆるものが人権として認められてしまうと、人権が多くなりすぎて本当に重要な人権の保護が弱くなってしまうことも考えられます（人権のインフレ化などと言われます。）そのため、なにを新しい人権として認めていくかは慎重に吟味される必要があります。

一方で、新しい人権（ないしは、人権とまで言えなくとも保護していくべきと考えられるもの）が認められていくのを支えるように、新しい法律も制定されており、個人情報保護法もこのような背景によるものです。

「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的」（第1条）に個人情報保護法も作られていますので、個人情報を利用することでもたらされる利益と、プライバシーなどの個人の権利を保護することの調整をはかる必要があり、これを、連絡網を利用する便利さと、例えばそれが他に漏れておかしな使われ方をすることとの対比・調整することで、身近な利害に引きつけて考えられるので、理解しやすいと思われます。

　さらに、昨今のインターネット・IT技術の発達や、各種SNS・メールなどの連絡手段の多様化などから、上記「対比・調整」を考えても、紙媒体の連絡網がそもそも不要、かえって有害であるとの議論も十分に考えられ、このような社会の変化に伴って新しい人権や保護されるべき利益、それを達成する手段が常に変化していくことを理解するきっかけにもなるかと思われます。

**資料**

**・日本国憲法**

e-Gov（イーガブ）法令データ提供システム（デジタル庁運営の行政ポータルサイト）<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=321CONSTITUTION>

**第十三条**　すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

**・個人情報保護法**

e-Gov（イーガブ）法令データ提供システム（総務省運営の行政ポータルサイト）

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=415AC0000000057_20220617_504AC0000000068&keyword=%E5%80%8B%E4%BA%BA>

**コラム　「について」**

学級連絡網を，例えばPTAのような私的な団体が作ったとすると，そこに憲法は直接適用されず，いわゆる法律の世界でいう「私人間効力」の問題がでてきます。

憲法は国家権力によって個人の人権が侵害されることのないことを保障したもので，憲法上保障されている「人権」は，主に対国家との関係を定めたものとなるからです。現に憲法の第９９条には「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」と規定されており，一般国民の憲法尊重擁護義務は規定されていません。

そうすると，個人と個人の関係や，会社と個人の関係などでは人権は保障されないことになります。しかし，憲法で保障する人権は，国家や私人を問わず全ての法律上で尊重されるべき基本原則ですので，憲法の人権規定は私人による人権侵害にもなんらかの形で適用されなければなりません。このように私人の間に憲法の規定の効力を及ぼそうとすることを「私人間効力」と呼びます。

私人間効力の考え方はいくつかありますが，個人（私人）が個人（私人）の人権を侵害した場合には，民法などの私人間で適用される条文を解釈するにあたり，憲法の趣旨を取り込んで解釈・適用することで，間接的に憲法を私人間に適用する「間接適用説」という見解が一般的とされています。

本件のプライバシーの権利を例にとれば，私人が他人のプライバシーを侵害した場合，民法第709条の不法行為として損害賠償請求（実損や，精神的な苦痛を受けたことに対する慰謝料請求など）をされることとなりますが，不法行為といえるかを判断する判断要素として，憲法上認められているプライバシーの権利の侵害があったかを十分に考慮して決めていくことで，民法の解釈のなかに，憲法の趣旨を反映して，間接的に憲法の規律が及ぶようにすることとなります。

一方，個人情報保護法などの法律は，その適用範囲が法律ごとに決められていますのでこのような間接的に適用するといった問題は生じませんが，法律の多くは憲法の趣旨をふまえて規定されていますし，その適用も憲法に沿ったものとであることが要請されています。

**第Ⅳ部　授業づくりのポイント**

**１　ねらいをはっきりさせましょう**

　新しい人権の広がりを、プライバシーの権利や個人情報保護法を例にして考える授業です。最後のまとめでは、社会の変化によって新しい人権を認める必要性が生じてきていることに気づかせるようにしましょう。

**２　指導の工夫をしましょう**

学習指導要領公民的分野の内容C（１）「人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」に位置づける内容です。既習の基本的人権の学習をふまえて展開していきましょう。

新しい人権が必要とされてくる背景を考えさせるとき、既習の内容A（１）「私たちが生きる現代社会と文化の特色」で学んだ現代社会の特色を思い出させることも有効です。

**３　授業の進め方**

**〈　導　入　〉**

　・　学級連絡網に関する体験を、まず各自ワークシートに書かせた後に自由に出し合わせましょう。もし、話したくない気持ちがある生徒がいたら配慮しましょう。それこそがプライバシーを守る権利につながることを指摘できると思います。

**〈　展　開　〉**

　・　賛成派と反対派の議論は、学級の状況により、クラス全体でもグループに分けて行ってもよいと思います。一般的な利便性に対してそう考えない人もいる存在とその理由を考えさせたい討論です。

　・　プライバシーの権利は「自己情報をコントロールする権利」でまとめましょう。（「弁護士からのアドバイス」参照）

　・　学級連絡網を作成、使用する場合の留意点（ルールやマナー）を考えさせましょう。

保護者の同意、目的外使用の禁止などが出てくるように話し合いを導いてください。

学級連絡網を他者に流さないことや、管理をしっかりすることなどいろいろな意見が出てくると思いますが、生徒なりの発想を大切に扱いましょう。

・　新しい人権が必要とされる背景を考えさせるとき、既習の「現代社会の特色」をもう一度確認するのもヒントになるはずです。

・　最後に話し合ったことを資料の個人情報保護法の関係する条文で確認しましょう。

「弁護士からのアドバイス」をもとに、わかりやすく説明を加えてあげてください。

学級連絡網に限らず日常生活のさまざまな場面でルールやマナーについて考えてみることが、みんなが住みやすい社会をつくることにつながることを理解させたいものです。

　・　学級連絡網を使った経験がない子どもたちも増えてきています。その場合は、それに類する電話連絡網（部活動連絡網など）で扱ってください。それもない場合は、参考事例の「メルアド教えて」で実践してみてください。ワークシートはそれに応じたものに書きかえてみてください。

**〈　まとめ　〉**

　・　チェック＆トライ（宿題）について

　「あったらいいな」と思う人権とその理由はぜひ発表をさせてください。それが将来にわたる人権を考えていく力になります。その場合、発表する人権が本当に必要とされるものかどうか、基本的人権の重さを確認、理解させることを忘れないでください。人権がインフレになり、かえって基本的人権の大切さをうすめることのないようしたいものです。